動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

改正の背景

・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後５年を経過した場合の見直し条項を規定
特に以下については必要な検討を行うことを規定

①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）　　**②マイクロチップの装着の義務づけ**

動物取扱業のさらなる適正化
動物の不適切な取扱いへの対応の強化

主な改正内容

１．動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

２．第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

①登録拒否事由の追加
②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
　遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
③犬・猫の販売場所を事業所に限定
④出生後56日（８週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

３．動物の適正飼養のための規制の強化

①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
　・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
④動物虐待に対する罰則の引き上げ
　殺傷：懲役５年、罰金500万円←懲役２年、罰金200万円
　虐待・遺棄：懲役１年、罰金100万円←罰金100万円

４．都道府県等の措置等の拡充

①動物愛護管理センターの業務を規定
②動物愛護管理担当職員の拡充
③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

５．マイクロチップの装着等

①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

６．その他

①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
②獣医師による虐待の通報の義務化
③関係機関の連携の強化
④地方公共団体に対する財政措置
⑤施行後５年を目途に必要な措置を講ずる検討条項